

憲章の理念が浸透した地域共生社会を目指す「条例に基づく計画」



神奈川県
福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課

神奈川県 当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～ に基づく基本計画

2024年度～2029年度
(令和6年度～令和11年度)

2024年3月

ともに生きる

ともに生きる社会かながわ憲章

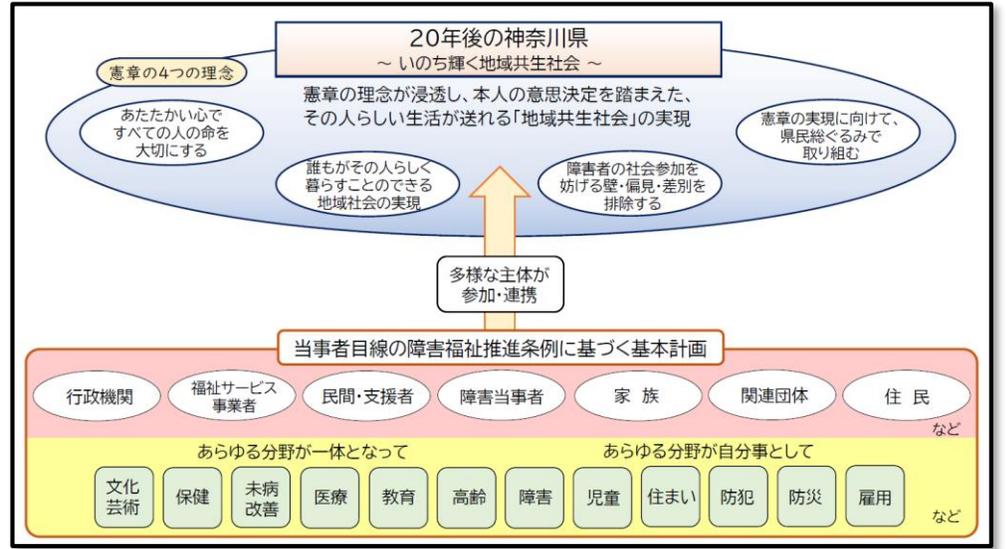
平成28年7月26日、県立の障害者支援施設『津久井やまゆり園』において、19名の命が奪われるという大変痛ましい事件が発生しました。このような事件が二度と繰り返されないよう、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現を目指し、平成28年10月14日、神奈川県議会とともに定めた憲章です。

《 かながわ憲章の理念 》

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

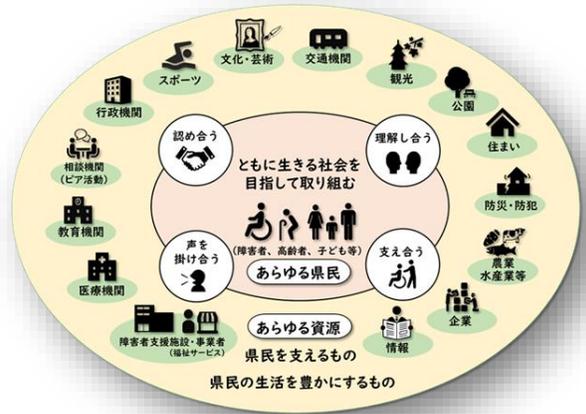


ともに生きる社会
かながわ憲章
KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society



かながわけんどうじしゃめせん
神奈川県当事者目線の
障害福祉推進条例
しょうがいがふくしずいしんじょうれい
障害福祉推進条例
～ともに生きる社会を目指して～

令和5年4月1日施行



基本理念・目標

生涯を通じて、すべての県民一人ひとりの人生を大切にしながら、誰もが住み慣れた地域で安心して、その人らしく暮らすことができるいのち輝く地域共生社会「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すこと

この計画では、次の(1)～(8)の8つのポイントを押さえ策定しています。

(1) いのち輝く地域共生社会の実現

- ▶ 誰もがその人らしく暮らすことができる、いのち輝く地域共生社会「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すための計画とする

(2) 条例の理念の具現化

- ▶ 個人として尊重されること
- ▶ 障害者が希望する場所で、自分らしく暮らせること
- ▶ 障害者だけでなく、周りの人たちも幸せを感じられること
- ▶ 障害者が自己決定できるようにすること
- ▶ 障害者の可能性を大切にすること
- ▶ すべての県民で地域共生社会を実現すること

(3) 当事者目線の徹底

- ▶ あらゆる分野が一体となって、あらゆる分野が自分事として、当事者目線に立って施策を検討
- ▶ 計画策定に向け、当事者参加を推進
 - ・ 県内の当事者団体等へのヒアリング（第1弾：実施済み、第2弾：実施済み）
 - ・ 計画を審議する「障害者施策審議会」（20人中、障害当事者委員6名）で議論
 - ・ 「障害者施策審議会」に「障害当事者部会」を新たに設置（※ [24ページ参照](#)）

(4) すべての障害とライフステージを意識

- ▶ 身体、視覚、聴覚、知的、発達障害、精神、医療的ケア など
- ▶ 障害のある子どもへの支援、切れ目のない支援の充実、介護サービスと障害サービスとの連携 など

(5) 一人ひとりの幸福を追求する観点の充実

- ▶ 一人ひとりの人生を大切にする、その人らしく暮らせる環境づくり など

(6) 障害者の社会参加の推進

- ▶ 障害者は支援される対象 ⇒ 「主体的な活動を自ら考え推進できるしくみ」を整備

(7) 多様な主体と行政の連携

- ▶ 民間事業者やNPO、障害当事者・家族、地域住民などと行政が連携した新たな地域社会のシステムを構築
- ▶ 行政は、「支援機関」としての役割に加え、「地域づくりのプラットフォーム」としての役割を担う

(8) 当事者目線の障害福祉の具体的な実践イメージを盛り込む

- ▶ 中井やまゆり園における改革（アクションプラン、地域連携の取組） など

総論 「当事者目線の障害福祉に至った経緯」や、「当事者目線とは何か」、「ともに生きる社会とは何か」 など

I すべての人のいのちを大切にする取組み

- 各論**
1. すべての人の権利を守るしくみづくり
 2. ともに生きる社会を支える人づくり

虐待防止



意思決定支援



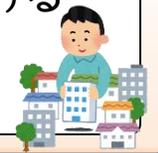
II 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

- 各論**
3. 安心して暮らせる地域づくり
 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

地域生活
移行支援



地域における
拠点整備



III 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、 いかなる偏見や差別も排除する取組み

- 各論**
5. 社会参加を促進するための環境づくり
 6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

ともいき
メタバース



インクルーシブ
遊具



IV 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

- 各論**
7. ともに生きるための意識づくり
 8. ともに育つための教育の振興
 9. ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興

障害の
理解促進



インクルーシブ
教育



資料 県の取組みの実績値・目標値、専門用語解説や障害福祉に関する各種マーク、計画策定の経過 など

1. すべての人の権利を守るしくみづくり・・・中柱

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止・・・小柱

- ・ 障害者虐待防止（精神病院含む）、身体拘束ゼロへの取組み
- ・ 障害当事者の参画による権利擁護の取組み推進 等

【主な数値目標】

- ・ 虐待に関する弁護士による法的な助言件数 等

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進

- ・ 障害を理由とする差別の解消
- ・ 差別に関する紛争の解決に向けたあっせん等の調整を行う機関の設置 等

【主な数値目標】

- ・ 県民ニーズ調査において「障がいを理由とする差別や偏見があると思う」と回答する方の割合
- ・ 障害者差別解消支援地域協議会を設置した市町村数 等

(3) 意思決定支援の推進

- ・ 意思決定支援ガイドラインの普及、啓発
- ・ 施設職員や成年後見人などへの意思決定支援の研修 等

【主な数値目標】

- ・ 意思決定支援研修の累計受講者数

2. とともに生きる社会を支える人づくり

(1) 障害福祉を支える人材の確保・育成

- ・ 障害福祉サービス従事者、サービス提供人材等の養成、確保
- ・ 大学生、企業転職者、高齢者等をターゲットにした取組の推進
- ・ ピアサポーターの育成、ボランティア活動の推進 等

【主な数値目標】

- ・ グループホームの職員に対して支援技術や人権意識の向上を図る研修の修了者数
- ・ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の累計修了者数 等

(2) 保健・医療を支える人材の確保・育成

- ・ 医療従事者等の養成と人材確保
- ・ 保健所（保健センター）等の職員の育成
- ・ 発達障害の診療・支援ができる医師の養成 等

【主な数値目標】

- ・ 重症心身障害児者施設等の看護師を対象とした専門的研修の修了者数
- ・ 看護学生や看護師等を対象とした福祉現場における看護に関する普及啓発研修の修了者数 等

3. 安心して暮らせる地域づくり

(1) 相談支援体制の構築

- ・身近な地域における相談支援体制の構築
- ・基幹相談支援センターの設置促進
- ・自立支援協議会の活性化
- ・難病患者・盲ろう者等への支援体制の整備 等

【主な数値目標】

- ・相談支援事業所における相談支援専門員の実人数
- ・相談支援事業の累計利用者数
- ・相談支援従事者研修の累計修了者数
- ・ピアサポートの活動への参加人数 等

(2) 地域生活移行支援等の充実

- ・グループホームの整備、助言や指導
- ・地域生活移行の不安解消のための取組、体験利用等の促進
地域生活移行スペシャリスト、エキスパートによる取組
民間提案事業、地域生活移行チャレンジ事業
- ・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム
- ・精神障害者の地域生活移行の支援強化
- ・精神障害者を支援するピア活動の推進と普及啓発
- ・県立障害者支援施設の取組
- ・措置入院者の退院後支援 等

【主な数値目標】

- ・地域生活移行者数
- ・施設入所者数の減少数 等

4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

(1) 障害福祉サービス等の整備・充実と質の向上

- ・在宅サービスや自立訓練サービス、日常生活支援の充実
- ・事業所間連携の促進や、処遇改善への取組み 等

【主な数値目標】

- ・障害福祉サービス報酬の「処遇改善加算」の届出をする事業所施設の割合
- ・県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果を関係自治体と共有する回数 等

(2) 地域における支援体制の整備

- ・障害者支援施設における地域生活支援機能の強化
- ・障害者自立支援協議会の活性化
- ・地域ネットワークづくり・社会福祉連携推進法人の取組 等

【主な数値目標】

- ・地域生活支援拠点等を整備し、コーディネーター等の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上運用状況を検証及び検討する市町村数 等

(3) 保健・医療施策の推進

- ・障害や疾病の早期発見と早期療育、障害者の医療、未病改善
- ・在宅医療の充実、難病患者等への支援体制の構築 等

【主な数値目標】

- ・精神病床における入院需要
- ・難病医療協力病院の設置数 等

(4) 障害のある子どもへの支援の充実

- ・地域における療育支援体制の構築
- ・医療的ケア児支援、過齢児の円滑なサービス移行
- ・聴覚障害児の早期支援体制 等

【主な数値目標】

- ・医療的ケア児在宅レスパイト支援事業を実施する市町村数
- ・児童発達支援を行う事業所数
- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修の累計修了者数 等

(5) 障害当事者やその家族等への支援の充実

- ・地域における切れ目ない家族支援の充実
- ・ケアラーへの支援 等

【主な数値目標】

- ・障害児等メディカルショートステイの利用件数
- ・重症心身障害児者への一人当たりの平均支援回数 等

(6) 支援者の負担軽減に向けた取組みの推進

- ・ロボット技術やICT機器等の導入促進
- ・生活支援ロボット等の研究開発の促進 等

【主な数値目標】

- ・補助事業を活用してロボットやICTを導入した事業所等の数 等

5. 社会参加を促進するための環境づくり

(1) 誰もが住みやすいまちづくりの推進

- ・バリアフリーまちづくりに向けた普及啓発
- ・公共施設や交通機関のバリアフリー化
- ・障害者の入居促進支援 等

【主な数値目標】

- ・「ヘルプマーク」の認知度
- ・視覚障害者用付加装置（バリアフリー対応型信号機）等の整備数 等

(2) 意思疎通支援の充実

- ・手話や電話リレーサービスの普及
- ・ライトセンターや聴覚障害者福祉センター、盲ろう者支援センター等における情報提供の充実 等

【主な数値目標】

- ・手話講習会の累計実施事業所
- ・電話リレーサービスの累計登録件数
- ・ライトセンターの図書増加数 等

(3) 行政情報等のアクセシビリティ（利便性）の向上

- ・県窓口における合理的配慮の徹底や、県公報の利便性の向上
- ・障害者の投票機会の確保、投票所のバリアフリー化 等

【主な数値目標】

- ・公的機関のウェブサイトの情報アクセシビリティに関するJIS規格への準拠率
- ・障害への理解についての県職員に対する研修の受講者数 等

(4) デジタル技術を活用した障害支援の充実

- ・ICTを始めとする新たな技術の利活用
- ・メタバース（仮想空間）を活用した繋がり創出 等

【主な数値目標】

- ・かながわ障害者IT支援ネットワークへの投稿記事数 等

(5) 防災及び災害発生時の対策推進

- ・防災と福祉の連携による地域防災計画等の作成
- ・災害発生時の要配慮者への支援 等

【主な数値目標】

- ・避難行動要支援者の個別避難計画の作成に着手した市町村数

(6) 犯罪被害や消費者トラブルの防止と被害者支援の充実

- ・警察職員の障害理解の促進
- ・消費者教育の推進、見守りネットワークの構築 等

【主な数値目標】

- ・障害者及び障害者を見守る人向けの消費者教育に関する講座等の開催数 等

6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

(1) 就労支援の充実

- ・ 就労から職場定着までの一貫した支援の実施
- ・ 障害の特性に応じた職場訓練等の実施
- ・ 介護の仕事の理解促進 等

【主な数値目標】

- ・ 障害者の委託訓練修了者における就職率
- ・ 障害者職業能力開発校の修了者における就職率 等

(2) 障害者雇用の促進

- ・ 一般就労及び定着支援の強化
- ・ 法定雇用率の達成に向けた取組みの充実
- ・ 農福連携の取組の推進
- ・ 短期雇用体験の支援 等

【主な数値目標】

- ・ 障害者就労施設等からの物品等の調達実績額
- ・ 県における障害者の雇用率 等

7. とともに生きるための意識づくり

(1) 当事者目線の障害福祉の理念の普及・啓発

- ・憲章（条例）の普及啓発、障害者理解の促進
- ・共生の場の創出 等

【主な数値目標】

- ・ともに生きる社会かながわ憲章の認知度
- ・障害者理解のための企業向け講座の累計受講者数 等

(2) 障害の理解と差別解消の促進

- ・地域住民への障害の理解促進
- ・障害の理解の促進 等

【主な数値目標】

- ・「ヘルプマーク」の認知度（再）
- ・障害者理解のための企業向け講座の累計 等

(3) 障害者主体の活動等の促進

- ・政策立案過程における障害者参加の推進
- ・ピア活動の推進 等

【主な数値目標】

- ・障害者が参加している県の審議会等の会議数 等

8. とともに育つための教育の振興

(1) 教育環境の整備

- ・すべての学校における特別支援教育の体制整備、専門性の向上
- ・障害児等の実態把握、調査研究
- ・入試や授業等における配慮
- ・地域で子どもの成長を支える取組みの推進、生涯学習の取組 等

【主な数値目標】

- ・個別の指導計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画が作成されている学校の割合 等

(2) インクルーシブ教育の推進

- ・適切な指導や支援、学習機会の確保に向けた取組み
- ・多様な学び場のしくみづくり
- ・校内支援体制の構築 等

【主な数値目標】

- ・高等学校において通級による指導を受けている児童、生徒数 等

9. とともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興

(1) 文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進

- ・ 障害者の創作活動の支援
- ・ 障害者等の文化芸術活動の普及
- ・ 県立の図書館における障害者のニーズを踏まえた配慮
- ・ 福祉バスの運行による外出の支援 等

【主な数値目標】

- ・ 年齢や障害の程度、種別などにかかわらず、すべての人が舞台芸術に参加し楽しめる共生共創事業の参加者の満足度 等

(2) スポーツ活動等の取組みの推進

- ・ 障害者スポーツを支える人材の養成
- ・ 誰もが障害者スポーツに親しめる機会の提供
- ・ アスリートの育成強化 等

【主な数値目標】

- ・ 神奈川県障害者スポーツサポーターの累計養成者数 等

(1) 県の障害福祉に関する施策を網羅した唯一の計画となる

- これまで県の障害福祉に係る計画は、「障害者計画」と「障害福祉計画」の2つが策定されており、内容も一部で重複していることから、県民から「わかりにくい」との声が多くあった。これらの計画を一本化し、県が策定する障害福祉に関する唯一の計画とした。

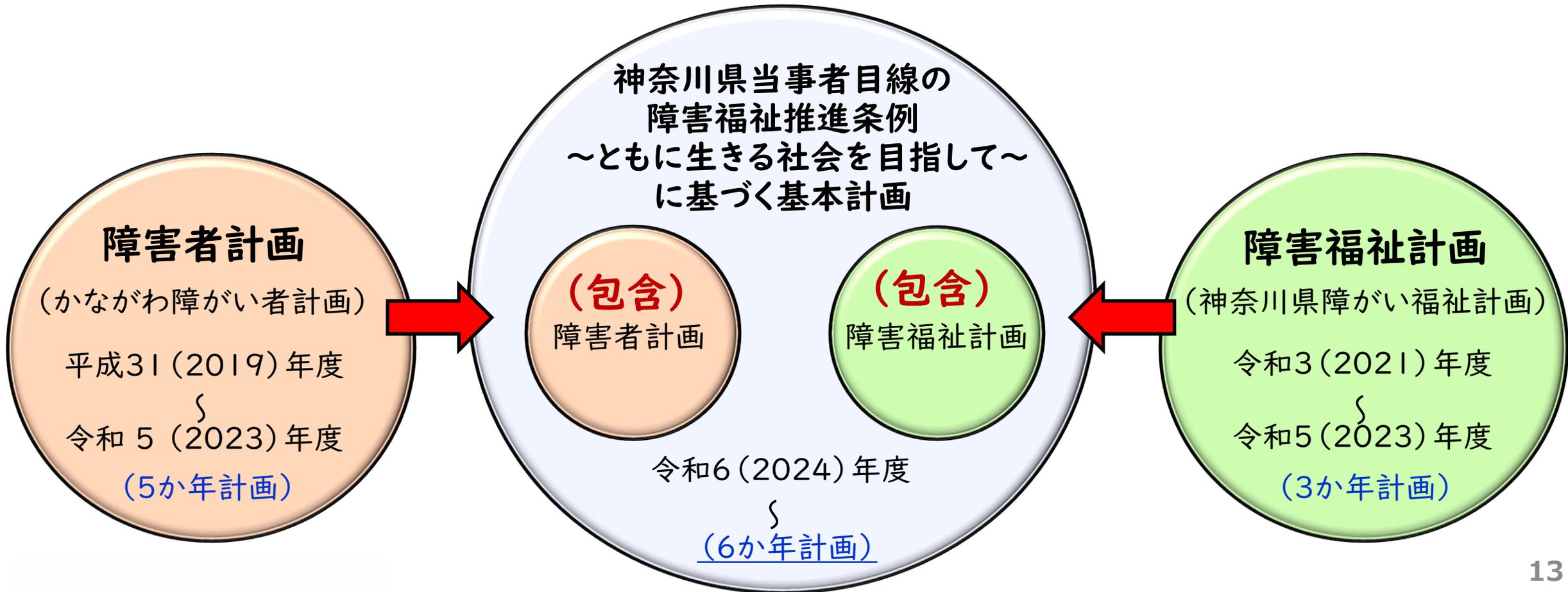
(2) 条例に基づく基本計画として、当事者目線の障害福祉を推進する計画となる

- 支援者目線と当事者目線の違いの一例をイメージ図として掲載したほか、各分野ごとに「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に該当する条文を示すなど、条例を推進する計画とした。

(3) 地域共生社会の実現に向けて、みんなで考え、悩み、育てる計画となる

- いわゆる「福祉分野」だけでなく、「あらゆる分野」が障害を意識し、自分事として考えながら、一体となって、当事者目線による施策を検討し、計画を策定した。
- これまで以上に障害当事者や障害者を支える家族、支援者等の声をこれからの施策に反映するため、障害当事者の参加（参画）を推進し、「障害当事者部会」など、障害当事者の声が届く体制をつくり、計画に様々な声を直接掲載することで、みんなで悩み、育てる計画とした。

これまで県が策定していた「障害者計画」と「障害福祉計画」の2つの計画を、条例に基づいて策定する新たな計画に包含し、地域共生社会を実現するための県の障害福祉に関する施策を網羅した唯一計画となる。



(4) あらゆる障害に関する施策を推進するための計画となる

- いわゆる3障害（知的障害、身体障害、精神障害）に対象を定めた計画としてではなく、例えば、発達障害や医療的ケアが必要な重度障害等の児童に係る障害、強度行動障害、高次脳機能障害、重複障害や一部難病など、あらゆる障害を対象として、取組みを推進する計画とした。

(5) 障害福祉施策の各分野における現状と課題を整理した計画となる

- これまで県の障害福祉に係る計画は、障害者の地域生活を支える障害福祉サービス等の提供体制を計画的に確保するための「障害福祉計画」のみ現状と課題を整理していたが、教育や文化活動も含めた障害福祉施策の各分野における現状と課題を整理し、取組みの推進につなげる計画とした。

(6) 障害福祉施策の各分野にコラムを作成し、読みやすい計画となる

- 一般的に計画は、法律や条例により策定することが定められており、施策を計画的に推進する役割や、法律や条例に明記された業務の円滑な実施に資する役割がある。その役割の他に、県の考え方や理念を県民に伝える役割や、県民から意見を聞き、今後の施策に生かしていく役割があると強く認識し、各分野にコラムを作成するなど、読みやすい計画とした。

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み
 ▶ 【中柱】4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり
 ▶ 【小柱】(4) 障害のある子どもへの支援の充実

【大柱】Ⅱ. 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実施する取組み
 ▶ 【中柱】3. 安心して暮らせる地域づくり
 ▶ 【小柱】(2) 地域生活移行支援等の充実

【大柱】Ⅳ. 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み
 ▶ 【中柱】9. ともに楽しむための文化芸術及びスポーツ活動等の振興
 ▶ 【小柱】(1) 文化芸術及び余暇活動等の取組みの推進

コラム

医療的ケア児を支える取組み

医学の進歩を背景として、人工呼吸器の使用や、たんの吸引、経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な医療的ケア児は、全国で約2万人、神奈川県内に約1,000人いるとされています。毎日、昼夜を問わずにケアが必要なため、ご家族の心身の負担は計り知れません。

医療的ケア児の支援には、医療、保健、福祉、教育、労働など多分野の協力が必要なため、2021(令和3)年に医療的ケア児支援法が制定され、これに基づいて神奈川県では、支援の中核的組織として12課で構成する「かながわ医療的ケア児支援センター」を立ち上げました。

『かながわ医療的ケア児支援センター』では、園域ごとに地域相談窓口を設置し、医療的ケア児のご家族や支援者の身近な地域で「どんなサポートが受けられるか知りたい」「保育園や学校に通う時のサポートを知りたい」「医療的ケア児の子育てに不安を感じている」など、様々な相談を受けて、必要な支援につなげるとともに、支援人材の養成研修の実施、市町村など地域の支援機関との連携を行っています。

県は医療的ケア児支援センターを中心に、相談などを通じて把握した地域課題の解決に向けた施策に取り組むことで、医療的ケア児とご家族が地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指しています。

(センターのウェブサイト)



コラム

施設と地域をつなげる取組み

神奈川県では、障害のある方が自分らしく暮らしていくため、ご本人の意思を大切にしながら、地域で積極的に活動し、暮らしていけるような取組みを推進しています。

県立中井やまゆり園では、秦野駅近くに地域活動拠点「らっかせい」を設置し、ここを活用しながら、地域の公園の美化・清掃活動や、花壇の植栽活動のほか、近隣から出る牛乳パックを回収し、紙漉き作業等に取り組んでいます。

また、地元の農家の方が所有する農地をお借りし、地域の方や他の施設の利用者と一緒に関心を耕したり、野菜を植え、育てる等の活動を行っています。

更に、令和5年度からは、日本郵便(株)と共生社会の推進に向け連携・協力する協定を結び、地域の郵便局との活動も始めました。

こうした活動を通じて、地域の方々から声を掛けられることも増え、利用者の皆さんもどこか誇らしげな表情を見せてくれます。

今後も、利用者1人ひとりが生きいきと暮らせるよう、地域とのつながりを大切にしながら、活動を充実させていきます。



▲ 紙漉き作業

左) パルプが入ったお水(ねた)を網目について枠に流し込む作業をしています!
 右) 地域の方から、牛乳パックを段ボールいっぱいいただきました!

コラム

ともいきアートサポート事業

神奈川県では「ともに生きる社会かながわ」の実現に向けて、「ともいきアート」(障害者が描くアート作品)の創作活動を支援し、障害の程度や状態に関わらず誰もが文化芸術を鑑賞、創作、発表する機会を増やし、また、その作品を多くの方に見て・楽しんでいただく機会を増やす「ともいきアートサポート事業」を進めています。

2023年度は、具体的には、大型施設での「ともいきアート」の展示のほか、仮想空間(メタバース)上の展示会などを開催しました。

また、知事執務室に「ともいきアート」のリース作品を常時展示し、知事自ら「ともいきアート」の魅力をPRしています。



【展示風景】

ともに生きる社会
 かながわ憲章の
 ウェブサイト



計画策定・推進に向けた新たな取組み

障害当事者部会

- 第1回開催日:令和6年1月25日
- 障害当事者のみで構成された「障害当事者部会」を障害者施策審議会の下に新たに設置した。
- 会議の当日は、身体障害・知的障害・精神障害のほか、これらを重複している方、難病を患っている方など、様々な障害当事者15名により、県の障害者施策について積極的に意見が出された。

(設置のイメージ)

障害者施策審議会

↑ 検討した内容や
意見を報告

(新設)
障害当事者部会

